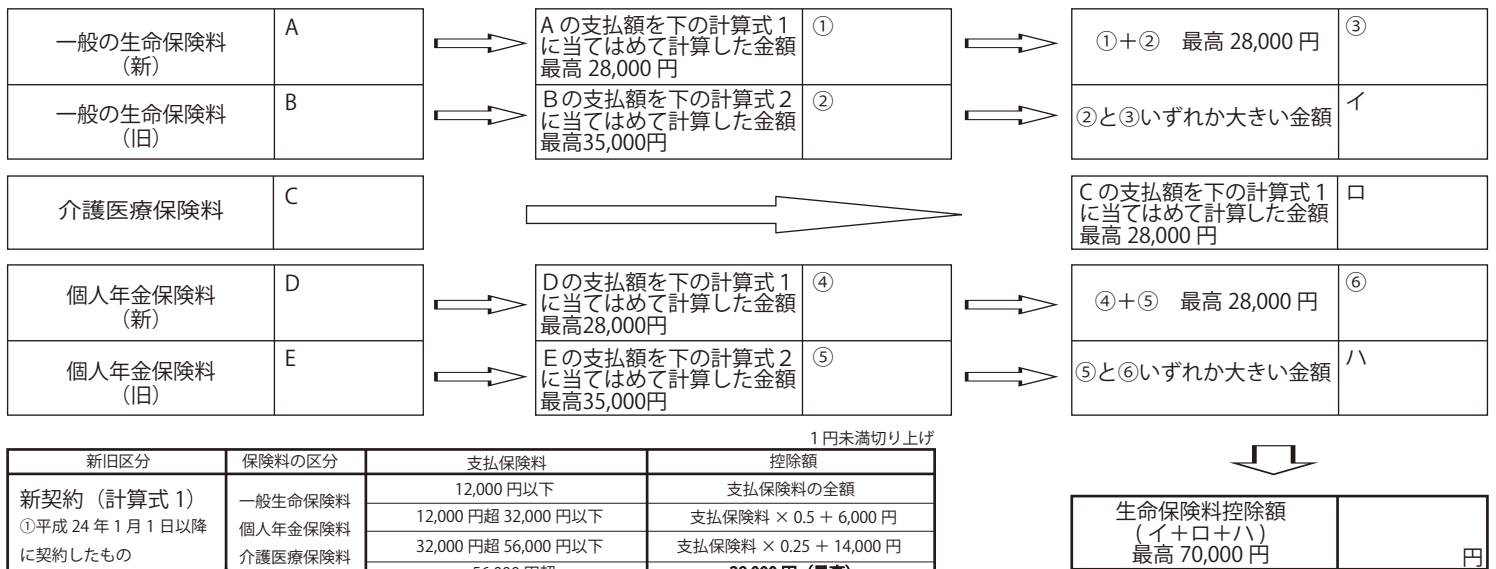


14 生命保険料控除の計算表

表の流れに沿って金額を記入すると、生命保険料控除額を算出することができます。



新旧区分	保険料の区分	支払保険料	控除額
新契約 (計算式1) ①平成24年1月1日以降 に契約したもの	一般生命保険料	12,000円以下	支払保険料の全額
	個人年金保険料	12,000円超 32,000円以下	支払保険料 × 0.5 + 6,000円
	介護医療保険料	32,000円超 56,000円以下	支払保険料 × 0.25 + 14,000円
		56,000円超	28,000円 (最高)
旧契約 (計算式2) ②平成23年12月31日 までに契約したもの	一般生命保険料	15,000円以下	支払保険料の全額
	個人年金保険料	15,000円超 40,000円以下	支払保険料 × 0.5 + 7,500円
	個人年金保険料	40,000円超 70,000円以下	支払保険料 × 0.25 + 17,500円
		70,000円超	35,000円 (最高)

15 地震保険料控除計算表

保険料の区分	支払保険料	控除額
① 地震保険料	50,000円以下	支払保険料 × 0.5
	50,000円超	25,000円 (限度額)
② 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料 全額
	5,000円超 15,000円以下	支払保険料 × 0.5 + 2,500円
	15,000円超	10,000円 (限度額)
③ ①と②両方ある場合	① + ② (最高 25,000円)	

※1つの契約で、①②の保険契約のいずれにも該当する場合は、どちらか1つの契約のみに該当するものとして計算します。

※保険料の区分ごとの支払保険料の合計額から控除額を計算し、1円未満を切り上げます。

< 人的控除 >

16 寡婦控除・ひとり親控除

【寡婦控除】・夫と離婚した後再婚していない方で、子以外の扶養親族を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合
・夫と死別した後再婚していない方又は夫の生死の明らかでない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合

事由	扶養親族	合計所得金額	控除額
離別	子以外の扶養親族	500万円以下	26万円
死別・生死不明	なし		

【ひとり親控除】現に婚姻していない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、生計を一にする子を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合

事由	扶養親族	合計所得金額	控除額
なし	生計を一にする子 ※前年の総所得金額等が48万円以下かつ他の者に扶養されていない	500万円以下	30万円

※合計所得金額とは、分離課税分を含む全ての所得の合計額で、繰越雑(純)損失控除前の金額のことをいいます。

※寡婦、ひとり親ともに住民票の続柄に「夫(未届)」又は「妻(未届)」の記載がある場合は、控除は適用されません。

17 勤労学生控除

勤労学生
給与所得等を有し、前年の合計所得金額が75万円以下でかつ給与所得等以外の所得が10万円以下の勤労学生
控除額 26万円

※給与所得等とは、自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得、雑所得の合計

18 障害者控除

控除種別	特別障害者	その他の障害者	同居特別障害者
身体障害者手帳	1級、2級	3級～6級	特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族が、納税義務者又は納税義務者と生計を一にしている親族と同居している場合
精神障害者 保健福祉手帳	1級	2級、3級	
療育手帳	A	B	
※65歳以上の 要介護認定	障害者控除対象者認定書で特別障害(要介護4、5相当)	障害者控除対象者認定書でその他障害(要介護1、2、3相当)	
控除額	30万円	26万円	障害者控除に23万円を加算

※要介護認定に基づいて障害者控除を申告するには、事前に介護保険課から「障害者控除対象者認定書」の交付を受け、第一表3の⑱の(特・他)どちらかに○をし、その認定書を添付又は提示してください。